

■教育行政のポイント

国が前面に出た“いじめ対策”

菱村 幸彦

9月5日、文部科学省は、「いじめ、学校安全等に関する総合的な取組方針」（以下「取組方針」）を公表した。取組方針には「学校安全等」も入っているが、直接のねらいは「いじめに関する総合対策」であることは言うまでもない。

文部科学省の支援体制を強化

取組方針は、基本的な考え方として、①学校・家庭・地域が一丸となって子どもの生命を守る、②国・学校・教育委員会の連携を強化する、③いじめの早期発見と適切な対応を促進する、④学校と関係機関の連携を促進する——という4つの方針を掲げている。

これらの方針は、いずれもこれまで繰り返し取り上げられてきたことで、特に目新しいものではない。ただ、一つ大きく違うのは、今回、いじめ問題の対応に国が積極的に前面に出てきたことである。

取組方針は、これまで国はいじめの問題について、学校現場の主体的な取組に期待し、受け身の対応となっていたことを指摘した上で、「この反省を踏まえ、子どもの生命・身体を守るため、国としても積極的に役割を果たしていけるよう、文部科学省の体制を強化する」としている。

取組方針が掲げる施策の中で、国が前面に出ているものとしては、例えば、次のような施策がある。

- (1) 文科省の「子ども安全対策支援室」の事務体制を強化し、各地域との密接な連絡・相談体制を整える。
- (2) 国が多様な専門家を「いじめ問題アドバイザー」として委嘱し、専門的な見地から助言を得られる体制を整備する。
- (3) 24時間いじめ相談ダイヤルの番号を記載したカードを全ての児童生徒に配布し周知を図る。
- (4) 児童生徒の生命・身体に係る重大事案について、国に報告を求め、国は速やかに教育委員会に

- 対して指導・助言を行うことをルール化する。
- (5) 国は全国各ブロックでいじめ問題の普及啓発協議会や指導者養成研修を実施する。
 - (6) 国は各地域における「いじめ問題等支援チーム」の配置について支援する。

上記に掲げた諸施策の中には、従来から何らかの形で、都道府県や市町村レベルで行われてきたものも多いが、今回、国がそれを直接的に支援・実施しようというわけだ。しかし、いじめ問題は、国が乗り出したからといって、直ちに解決できるものではないことは言うまでもない。

結局は、学校現場で教員が一人一人の子どもと正面から向き合って対応するよりない。その意味では、いじめ対策には、教員定数の改善充実こそが何よりも重要ということになる。取組方針は、教員定数の改善策も掲げているけれど、これには膨大な予算が伴うので、果たしてどうなるか。

出席停止の検証と学校・警察の連携

上記の諸施策のほかにも、取組方針には注目される点が2つある。一つは、出席停止。大津市の自殺事件を契機に、悪質ないじめへの対応措置として、出席停止が改めて注目されているが、ここ10年でいじめに出席停止を適用したのは、23件にとどまっている。で、取組方針は、出席停止制度の問題点等について検証するとしている。

もう一つは、学校と警察との連携。学校は、犯罪に相当するようないじめ行為について、早期に警察に相談して、連携して対応する必要がある。取組方針は、児童生徒の生命・身体の安全が脅かされるような場合は、直ちに警察に通報することを周知徹底するとしている。出席停止と警察との連携は、今後、いじめ対策の重要課題となろう。

(ひしむら・ゆきひこ＝(財)学習ソフトウェア情報研究所 理事長)

●好評発売中！ これだけは知っておきたい 教員に必要な法令知識！

教育法規の要点がよくわかる本

【編集】菱村幸彦 B6判 304頁／定価 2310円

■研修誌・図書の小社への直接のお申込みは、無料FAX 0120-462-488をご利用ください(24時間受付・即日発送)